

令和2年度 第3回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和3年3月17日（水）午前10時～

会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 令和2年度主な取り組みについて
 - (2) 令和3年度主な取り組み（案）について
 - (3) 令和3年度磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）について
 - (4) その他報告事項
 - ・ 磐田市災害廃棄物処理計画の改正について
 - ・ 令和3年度の審議会の予定について
- 4 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日まで

(順不同)

氏名	団体名等	備考
フジタ マコト 藤田 允	磐田市自治会連合会	会長
タマダ フミエ 玉田 文江	消費研究グループいそじ会	
テラダ ヒサ子 寺田 ヒサ子	シニアクラブ磐田市	
イトウ よし子 伊藤 よし子	いわた消費者協会	副会長
イマイズミ 加 今泉 佳代	磐田商工会議所	
ミヤチ ヒロシ 宮地 浩	磐田市商店会連盟	
ヤマモト ソウシ 山本 壮志	磐田市大規模小売店舗連絡協議会	
イトウ シンヤ 伊藤 慎弥	中遠リサイクル協同組合	
ワタナベ カルロス 渡邊 カルロス	磐田市外国人情報窓口	
テラダ タツソウ 寺田 辰蔵	磐田市議会	
カマダ トシミ 鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	
スズキ テツイチ 鈴木 哲一	公募	
ムトウ ミエ 武藤 美恵	公募	

<参考：事務局>

サギサカ マサカツ 匂坂 正勝	磐田市環境水道部長	
ナカムラ ミホコ 仲村 美帆子	磐田市環境水道部ごみ対策課長	
オオタ カズヨシ 太田 和良	磐田市環境水道部ごみ対策課長補佐	
スズキ ノリユキ 鈴木 法之	磐田市環境水道部ごみ対策課主幹	
スミ ノリコ 角 範子	磐田市環境水道部ごみ対策課主任	
タナカ マサヒロ 田中 将博	磐田市環境水道部ごみ対策課主任	

(1) 令和2年度主な取り組みについて(報告)

① ごみの削減に向けた取り組み

・可燃ごみの組成調査の実施

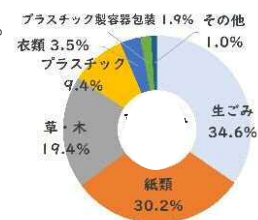
家庭ごみの約9割を占める可燃ごみの組成調査によりごみの減量施策を検討する。
可燃ごみに含まれる食品ロスの実態把握と削減目標の設定を行う。

○市内13箇所のごみ集積所から約450kgを抽出し、分類項目ごとに重量を計測

実施日：令和2年10月29日、30日

調査結果：グラフのとおり

○組成調査の結果と減量のポイントを広報いわた2月号で紹介



・「目指せ！食品ロスゼロ」アイデアコンテストの実施

家庭でできる食品ロス削減の取り組み事例の募集、紹介をすることで減量意識の啓発を図る。

18名、41点の応募の中から優秀作品3点を決定、10月1日に表彰式を開催

優秀作品は、広報いわた10月号で紹介

○応募作品を掲載した事例集を1000部作成し、交流センター等で配布

○健康増進課の母子保健事業で配布

○市ホームページ、ごみ分別アプリに掲載



② 外国人向けにごみ出しルールの周知

・ごみの出し方動画の製作 (ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語)

チラシなど紙面では分かりにくいごみ出しのルールを周知する(10分程度)

内 容：ごみ出しルール、排出方法、分別方法、指定袋・収集券の使い方等

○令和2年11月末完成

転入時に市役所外国人情報窓口で動画の視聴に活用

磐田国際交流協会等へ提供、市内の各図書館での貸出

市公式YouTubeへ掲載



③ 事業系ごみの適正な排出方法の周知

・事業者向けのパンフレットの作成

事業系ごみの排出者責任や適正処理、リサイクル方法を周知する

内 容：事業系ごみの排出方法、紙類の資源化や水分削減の啓発

令和2年8月末完成、商工会議所、商工会の協力により、市内

約3,000事業所へ配布



④ 10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

・使い捨てプラスチック削減のためのキャンペーンを実施

使い捨てプラスチック類を削減するため、マイバッグやマイボトルを推奨する。

○新型コロナウイルスの影響で、キャンペーン中止

・展示コーナーの活用による啓発

3R(リデュース・リユース・リサイクル)と食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎やひと・ほんの庭にこっと展示コーナーで啓発を行う。

本庁舎：10月1日～10月30日

○にこっと：11月4日～11月30日に展示

○いわた消費者協会の協力によりフードドライブを実施(11月7日、11月19日)



⑤ ごみの減量や再資源化の推進

・生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付する。

令和元年度：設置基数 45 基 (申請件数 35 件)

○令和2年度：設置基数 81 基 (申請件数 61 件) 令和3年1月末日現在

・古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や空きびん、空き缶などを回収する団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付する。

令和元年度：回収量 約 2,362 t (登録団体数 174 団体)

○令和2年度：回収量 約 1,368 t (登録団体数 165 団体) 令和3年1月末日現在



⑥ 資源ごみ回収の推進

・リサイクルステーション 月曜～金曜(祝日を除く) 8時30分～17時

回収品目：プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、ペットボトル、廃食用油、蛍光管

乾電池、古着類、使い捨てライター、新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、パソコン、スプレー缶

令和2年4月よりごみ対策課分室へ移転

○リサイクルステーション内の通路の整備やゆずりあい駐車場を設置し、利便性を向上

⑦ 施設見学会、ごみの分別説明会

・クリーンセンターの施設見学会、小中学生を対象としたごみの分別説明会を実施

ごみ減量及びリサイクル推進の意識啓発を目的とする。

小中学校を対象とした分別説明会

令和元年度：開催回数 49回 参加人数 3,123人

○令和2年度：開催回数 14回 参加人数 1,067人(分別説明会のみ) 令和3年1月末日現在

○新型コロナウイルスの影響で、クリーンセンターの施設見学会は中止



⑧ 広報いわた・市ホームページ等での啓発

・広報いわた

- 令和2年6月号 「目指せ！食品ロスゼロ」
- 令和2年7月号 「レジ袋の有料化がスタート」
- 令和2年8月号 「ごみ収集の現場から」
- 令和2年9月号 「生ごみ堆肥化容器で3Rを実践しよう」「どうする？災害時のごみ」
- 令和2年10月号 「もったいない！食品ロスを減らそう」

- 令和2年12月号 「家庭ごみの適正排出にご協力を」
- 令和3年2月号 「530（ごみゼロ）を目指そう！」
- 令和3年3月号 「リサイクルステーションをご利用ください」

・磐田市ホームページ

新型コロナウイルスなどの感染症に係る家庭ごみ対策について情報発信

- 珪藻土バスマットなどの石綿（アスベスト）含有品のメーカーによる回収について
- ごみの減量（レジ袋の削減・食品ロス削減）、ごみの出し方についても随時更新
- 令和3年度ごみカレンダー掲載予定 ※3月2日に約9万部作成し、全戸配布

広報いわた 令和2年12月号

市からのお知らせ



ページ番号 1001445

家庭ごみの適正排出にご協力を

④ごみ対策課（磐田市クリーンセンター内）

☎ 0538-3714812
FAX 0538-3619797

ごみの出し方に注意しましょう

年末はごみの排出量が増加する時期です。分別方法に注意し、適正・安全な排出をお願いします。

使い捨てライター

使い捨てライターはリサイクルステーション（無料）へ持ち込むか、**ガス**を抜いて「埋立ごみ」の日に不燃ごみ専用（透明）の指定袋に入れ、地域のごみ集積所に出してください。

除湿器、ウオーターサーバー

フロン類を使用している除湿器やウオーターサーバーなどは、市で処理ができませんので、メーカーやフロン回収業者へ処分を依頼してください。家庭用でフロン類を取り除いてあれば「フロンを取り除いた」と記載し、大きさによって「金物・小型電化製品」の日に出すか、中遠広域粗大ごみ処理施設（有料）へ持ち込みます。



電池の入った小型電化製品

時計やリモコンなどの小型電化製品には、乾電池やボタン電池、充電式電池が入っています。そのままごとくして出すと、火災の恐れがありますので、**電池**を外して「金物・小型電化製品」の日に

出してください。外した電池は「有害ごみ」の日に出して

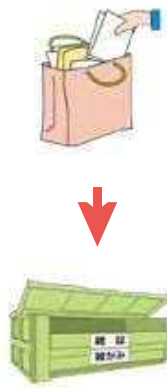


スプレー缶、ガス缶

スプレー缶やガス缶は穴開け時の事故を防止するため、中身を使い切ったから「空き缶」の日に穴を開けずにスプレー缶専用コンテナへ出してください。誤った分別で出すと、ごみ収集車や処理施設で火災の原因になります。



○ 出せるもの	× 出せないもの
<p>例えば</p> <p>菓子箱 ティッシュ箱 学校プリント パンフレット チラシ トイレトペーパーの芯 紙袋 持ち手が紙ではない場合は外す カレンダー</p>	<p>例えば</p> <p>紙コップ、ラーメンカップ 粘着紙 レシート 写真 汚れや臭いをついた紙 洗剤の箱</p>



「雑がみ」は紙袋などに集めて、リサイクルステーションや地域の資源回収、民間の古紙回収コンテナへ出しましょう。

「雑がみ」は紙袋などに集めて、リサイクルステーションや地域の資源回収、民間の古紙回収コンテナへ出しましょう。

お菓子の空箱やティッシュの外箱、ラップやトイレットペーパーの芯などの「雑がみ」は、普段可燃ごみとして捨てられがちです。新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の雑がみもきちんと分別することで、資源としてリサイクルすることができ、ごみの減量にもつながります。

ポイント②「雑がみ」もリサイクルしよう！

古紙等
資源集団回収活動団体を
応援しています

市では、市内で活動する団体（自治会・PTA・子ども会・その他営利を目的としない団体）に対し、集団回収した古紙などの回収量1kgに付き4円を奨励金として交付しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。ごみ対策課までご連絡ください。（事前に団体登録が必要です）

ページ番号 1001468

持ち手が紙ではない場合は外して出す



楽しく集めてもらっちゃおう♪

リサイクルステーション移設1周年記念

『雑がみ530スタンプラリー』開催！

雑がみを分別してスタンプを集めると、しっぺいトイレットペーパーと交換できます。家族みんなで楽しみながら、雑がみを分別する習慣を身に付けましょう。

- ▶ 期間 2月25日(木)～5月30日(日)
- ▶ 対象 市内在住で小学生以下の子どもがいる世帯
- ▶ 受付 ①月～金曜日（祝日除く）
午前8時30分～午後5時
②3月7日(日)、4月からの毎週日曜日
午前9時～11時

▶ 参加方法

- ①雑がみを紙袋に30枚以上集める
- ②雑がみを入れた紙袋を子どもと一緒にリサイクルステーションに持参し、スタッフに渡してスタンプをもらう（スタンプは1日1回）
- ③スタンプが3つ集まったら、先着順でしっぺいトイレットペーパーを世帯に1個プレゼント

※スタンプラリーへの参加は、各世帯1回限り



『雑がみ530スタンプラリー』参加用紙

※参加用紙は切り取らずに、このままお持ちください

月 日 枚	月 日 枚	月 日 枚
1	2	3

持参日・枚数を各自記入

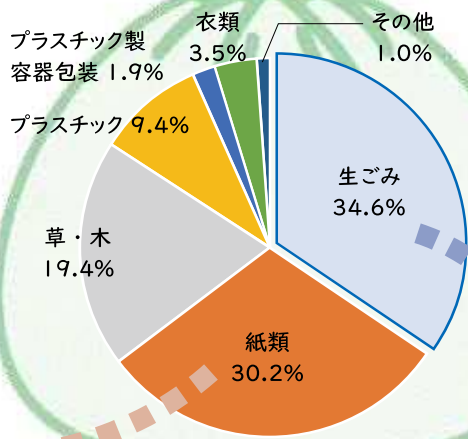
先着
ごみゼロ
530個

スタンプ
3つで1個
もらえる！

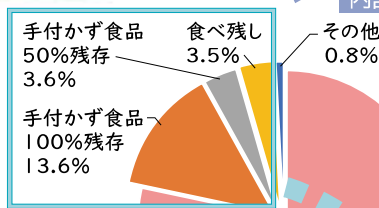




令和2年度磐田市可燃ごみ内容物調査結果



生ごみの約7割は水分です。捨てる時は「ギュツ」とひと搾りしましょう



内訳

市では、家庭から出されるごみの排出状況や資源化の現状を把握するため、可燃ごみの内容物調査を行っています。本年度調査を行った結果、「生ごみ」と「紙類」が共に約3割と非常に多い割合で排出されていることが分かりました。「生ごみ」と「紙類」は皆さんの心掛けで減らすことができ、ごみの減量に大きくつながります。今回紹介する2つのポイントを実践し、ごみの減量を目指しましょう。

530を目標そう！

ポイント① 食品ロスゼロを目指そう！

生ごみのうち約14%が、下の写真のように開封されていない「手付かず食品」で、食べ残しを含め、まだ食べられるのに捨てられている食品ロスが多く含まれていました。

「買い過ぎず」、料理の際に食材を「使い切る」、作った料理や外食の際は「食べ切る」ことを意識し、食品ロスゼロを目指しましょう。



知っていますか？

賞味期限と消費期限

食品の期限表示には「賞味期限」と「消費期限」があります。違いを理解し、賞味期限が過ぎた物もすぐに捨てず、早めに食べましょう。

賞味期限

スナック菓子、缶詰、乳製品などに表示され、おいしく食べることができる期限です。この期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

消費期限

弁当、惣菜、食肉などに表示され、

食品ロスゼロアイデア

事例集を活用してみよう

「目指せー食品ロスゼロアイデアコンテスト」にご応募いただいた効果的なアイデアをまとめました。事例集は市ホームページに掲載していますので、ぜひご覧いただき、できることから実践していきましょう。

ページ番号 1007658

問ごみ対策課(磐田市クリーンセンター内)

☎ 0538-3714812
FAX 0538-3619797

(2) 令和3年度主な取り組み(案)について

① ごみの削減に向けた取り組み

磐田市一般廃棄物処理基本計画の改定

一般廃棄物の処理方針を長期的・総合的視点に立って明確にする一般廃棄物処理基本計画(令和4年度から10年間の計画)の改定を行う。

食品ロスとプラスチックごみの削減に向けた運動の実施

いわた消費者協会、事業者、市が協働で取り組みを行っているレジ袋削減に向けた取り組みの協定内容を見直し、食品ロス、プラスチックごみの削減運動に新たにに取り組む。

磐田市クリーンセンターの焼却灰の資源化

可燃ごみの焼却灰の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的に資源化を行うことで、最終処分場への埋立処分量の削減を図る。

② リサイクルステーションの排出環境の拡充

日曜リサイクルステーションの開設日の拡充

磐田地区(第1日曜)の開設日を毎週日曜日に拡充する。

金属ごみ、ガラス、陶器、羽毛ふとんの試験回収

資源化の推進に向けて回収方法を検証する。

・実施日:令和3年3月30日(火)~令和3年6月30日(水)

③ ごみゼロ(5/30)の日 イベントによる雑紙の排出方法の周知

雑がみ530(ごみゼロ)スタンプラリーを初開催

市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、スタンプラリーを実施する。

実施期間:令和3年2月25日(木)~令和3年5月30日(日)

対象:市内在住で小学生以下の子どもがいる世帯

会場:リサイクルステーション(新島252-2)

記念品:しっぺいトイレットペーパー 世帯で1個(先着530個)

参加方法:参加用紙を広報いわた2月号の紙面上に掲載して全戸配布



④ 10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

展示コーナーの活用による啓発

3R(リデュース・リユース・リサイクル)と食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎やひと・ほんの庭にこっと展示コーナーで啓発を行う。

なお、コロナ禍における啓発活動の実施方法について関係団体等と調整する。

(3)令和3年度磐田市一般廃棄物処理実施計画(案)について

①一般廃棄物処理計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定しています。

(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条1項 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

②磐田市一般廃棄物処理実施計画(令和3年度)

令和3年3月に、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の計画期間とした実施計画を策定します。

《計画の主な内容》

- ・一般廃棄物の排出量見込み
- ・一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- ・収集計画
- ・市が収集しないごみ
- ・中間処理計画
- ・最終処分計画
- ・一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ・一般廃棄物の処理施設に関する事項

③令和3年度磐田市一般廃棄物処理実施計画策定のポイント

- ・新型コロナウイルスの影響で特に増えた可燃ごみを、例年並みに戻すことを目標として取り組む。
- ・焼却灰、陶器、ガラス、羽毛ふとん等、更なる資源化に取り組む。
- ・主な修正箇所は、次ページ以降の [網掛け](#) で表示

令和3年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、定めるものである。

1 基本方針

廃棄物の処理計画策定に当たっては、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び浄化槽法の趣旨により、廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、以下についてその推進を図り、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

- (1) 廃棄物の収集体制の確立
- (2) 清掃作業の効率的運営
- (3) 廃棄物の減量化・再資源化
- (4) 清掃思想の普及

2 計画期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

3 計画区域 磐田市全域

4 一般廃棄物の排出量見込み

(1) 磐田市における令和3年度の一般廃棄物の排出量見込みは、次のとおりとする。

排出量見込み	排出量	内 訳		
		可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量	(28,270t)27,630 t	(24,600t)24,000 t	(3,330t) 3,290 t	(340 t)340 t
直接搬入ごみ量	(17,500t)16,730 t	(16,000t)15,500 t	(990t) 750 t	(510 t)480 t
資源集団回収量	(1,370t) 2,000 t		(1,370t) 2,000 t	
合計	(47,140t)46,360 t	(40,600t)39,500 t	(5,690t)6,040 t	(850 t) 820 t

※（ ）内は令和2年度実績見込み（R2.2～R3.1の排出量実績をもとに算出）

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	内訳	
	し尿	浄化槽汚泥
(27,990 kℓ)28,200 kℓ	(4,240 kℓ)4,200 kℓ	(23,750 kℓ)24,000 kℓ

※（ ）内は令和2年度実績見込み（R2.2～R3.1の排出量実績をもとに算出）

5 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 市が講ずべき方策

ア 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

- ① 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他必要な事項について審議する。

イ ごみの減量・リサイクルの推進

① 令和3年度の新たな取組み

- (a) 市民団体・事業者・市で取り組むレジ袋削減に向けた協定内容を見直し、新たに食品ロスとプラスチックごみ削減に向けて、相互に協力、連携して取り組む。
- (b) 日曜リサイクルステーションの開設日を拡充し、市民の排出環境の向上を図る。
- (c) 焼却灰の一部処理を民間施設に委託し、効率的・安定的な資源化を行う。また、リサイクルステーションで「金属ごみ」、「ガラス」、「陶器」、「羽毛ふとん」の試験回収を行い、資源化の推進に向けた回収方法を検証する。
- (d) 市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、雑がみ 530（ごみゼロ）スタンプラリーを実施する

② 継続する取組み

- (a) 資源回収の奨励金交付と生ごみ堆肥化容器の設置費補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- (b) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動を行う団体を支援することにより、3R活動の推進と市民の意識を醸成する。
- (c) マイボトルやマイバッグの持参を推進することで、使い捨てプラスチック製品の排出抑制に努める。
- (d) 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要性について啓発するとともに、広報やホームページ等を通じて、ごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- (e) 広報やごみ分別アプリ等でごみ減量の意識啓発を行うことで、雑がみの資源化や生ごみの水切りを促進する。
- (f) 軽トラ市等のイベントや展示ブースで食品ロス削減等の啓発を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。
- (g) リサイクルステーションで資源ごみを回収するほか、古紙・古布の拠点回収、パソコン・携帯電話等のBOX回収を実施する。
- (h) 磐田市クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。

ウ ごみの適正処理

- ① 発生するごみの量をできるだけ抑え、再使用、再生利用に取り組んだ上で、排出されるごみについて、適正な収集と処理をするためのルールづくりを進める。
- ② 磐田市クリーンセンターで搬入物調査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみからの紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や収集運搬許可業者に対し可燃ごみへ産業廃棄物が混入されないよう指導を行う。

(2) 市民が講ずべき方策

ア 市が示すごみ出しのルールを遵守し、自治会等が管理している地域のごみ集積所へ収集日の朝8時までに排出するものとする。

イ 市民は廃棄物の排出削減に努め、再生品の使用等により再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、廃棄物の減量や適正な処理に関して市の施策に協力するために、以下のことに努めるものとする。

- ① マイバッグを持参し、レジ袋・紙袋を断ることで、ごみの排出抑制に努める。
- ② 簡易包装商品や詰め替え用商品、リターナブル容器入り商品を選択することで、ごみの排出抑制に努める。
- ③ 使い捨てのプラスチック製ストローやペットボトル等の使用を減らすことで、ごみの排出抑制に努める。
- ④ 食材の買い過ぎを防ぎ、食材を使いきる、食べきることで、食品ロスの削減に努める。
- ⑤ 生ごみを排出する時はひとしぼりする等、水分を切るための策を講じることで可燃ごみの削減に努める。
- ⑥ 家庭から排出される古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール等）は自治会等で実施する資源回収や回収ステーション等へ排出することで、資源化に努める。
- ⑦ 市が開設するリサイクルステーションを活用し、資源ごみの適正な排出と資源化に努める。
- ⑧ ごみ分別アプリや広報等で市から発信される情報を利用し、適正な排出に努める。

(3) 事業者が講ずべき方策

ア 事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関して市の施策に協力する。

- ① 市が作成する事業者向けのパンフレットやホームページ等で市から発信される情報を活用し、ごみの減量や適正処理、資源化に努める。

イ 事業者は、排出者責任、拡大生産者責任を自覚し、事業活動に伴って生じるごみを自らの責任において適正に処理し、使い捨て商品・容器の販売の自粛や包装の簡素化等に努めるものとする。

ウ 再生品の原材料としての利用の促進及び回収体制の整備等、資源化への取り組みを推進するものとする。

6 収集計画

分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物を除く一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）

(2) 家庭ごみの分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、ごみ集積所から収集する。

分別項目	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。ただし、硬質プラスチック類は、可燃ごみ専用袋に入る物のみとする。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束又は2袋まで排出可能とする。 ③1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	週2回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月1回
空きびん	無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック製容器包装	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。	週1回
金物・小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	月1回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。(電池、水銀入り体温計、蛍光灯など)	
埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に2袋まで、かつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	

(3) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は次の方法により処理するものとする。

ア 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。

イ ア以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭ごみとして処理を行う。

(4) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）の処理

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

(5) 粗大ごみ等の処理

粗大ごみ等は次の方法により処理するものとする。

ア 市が指定する処理施設へ搬入する。

イ 市の粗大ごみ戸別収集制度を利用する。

(6) 資源ごみの回収

リサイクルステーションを開設し、資源ごみを無料で回収する。

受入日時		実施場所	
月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	8:30～ 17:00	リサイクルステーション	新島252-2
毎週日曜日 (年末年始を除く)	9:00～ 11:00	福田交番西向かい	福田2483
第2日曜日		竜洋古紙ストックヤード	平間1613-1
第3日曜日		豊岡支所南側駐車場	下野部48
第4日曜日		磐田市防災備蓄ステーション(旧豊田支所)北側駐車場	森岡150

7 市が収集しないごみ

ア 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。

品目	処理の方法
自動二輪車 (原動機付き自転車を含む。)	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定取引窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

イ 処理施設において処理が困難なごみ

品目	処理の方法
プロパンガスボンベ (家庭用カセットボンベを除く。)	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、オイル (植物性油を除く)	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車の解体部品 (タイヤ、ホイール、ドア、燃料タンク等)	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
バッテリー、ピアノ、太陽光パネル、石膏ボード、農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者又は購入店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

8 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
可燃ごみ	(40,600t) 39,500 t	(814t) 1,960 t	磐田市クリーンセンター

(2) 資源ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
空きびん	(720t) 720 t	(709t) 715 t	磐田広域リサイクルセンター
ペットボトル	(170t) 170 t	(162t) 165 t	
プラスチック製容器包装	(1,490 t) 1,500 t	(1,348 t) 1,490 t	中遠広域粗大ごみ処理施設 長沼商事(株)
金物・小型電化製品	(1,440 t) 1,190 t	(890 t) 740 t	
有害ごみ			
パソコン・携帯電話			
使い捨てライター			

9 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

処理対象物	最終処分計画量	施設名
埋立ごみ	(850t) 820 t	中遠広域一般廃棄物最終処分場
焼却残渣	(3,430 t) 1,950 t	
破碎残渣	(395t) 295t	

10 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) し尿

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者による業者間地域割とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南258	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南258	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

ア 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 清掃を行う者とその清掃地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であって、浄化槽法第35条第1項の規定により許可した業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南258	豊岡地区

ウ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

(4) ごみ

ア 家庭ごみ

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市または市から委託された業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
磐田市	磐田市刑部島301	市内全域
磐田広域環境整備事業共同企業体	磐田市小中瀬722	市内全域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田358-2	
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内1750-3	福田・竜洋地区
(有)大橋商事	磐田市池田703-1	豊田・豊岡地区

③ 収集運搬方法

委託業者が業務委託契約書にて定められた方法で、公衆衛生に十分配慮し収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

ごみの区分	処理主体	処理の方法
可燃ごみ	磐田市クリーンセンター	焼却処理 資源化
空き缶	民間事業者	資源化
空きびん	磐田広域リサイクルセンター	(財)日本容器包装リサイクル協会指定の再商品化事業者（以下、容リ協ルート）により資源化
ペットボトル	磐田広域リサイクルセンター	容リ協ルートにより資源化
廃食用油	民間事業者	資源化
プラスチック製容器包装	中遠広域粗大ごみ処理施設	容リ協ルートにより資源化
金物・小型電化製品	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化
有害ごみ	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化
埋立ごみ	中遠広域一般廃棄物最終処分場	埋立処分
古紙・古布	民間事業者	資源化
粗大ごみ（戸別収集）	磐田市	分別後、各施設へ搬入

イ 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した業者とする。

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘515
(有)大橋商事	磐田市池田703-1
(有)オカダ商店	浜松市南区楊子町1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原110
(有)久野商店	浜松市南区崩野町219
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷231-32
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅1220-18
(株)三共	浜松市南区田尻町203-1
(株)タマヤ	浜松市南区鶴見町2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内1750-3
(有)深田商店	磐田市下野部1138-2
富士勝飼料(株)	浜松市北区三方原町2142-5

名 称	所 在 地
(株)プラントフード・ニシムラ	袋井市大谷 1 2 4 3 - 8
丸九環境整備(有)	浜松市南区瓜内町 2 4 1
(株)ミダック	浜松市東区有玉南町 2 1 6 3
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 2 2 6 - 4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中区神田町 7 5 8
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 6 3 4 - 1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 4 1

③ 収集運搬方法

許可を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却するものとする。

⑤ 一般廃棄物処理業者の新規許可

本市及び既存の許可業者による一般廃棄物の処理（収集若しくは運搬又は処分）が困難な状況にはないため、法第 7 条第 5 項第 1 号又は法第 7 条第 10 項第 1 号の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規の許可は行わない。ただし、災害などの事由により一般廃棄物の処理が困難と判断した場合には、この限りではない。

ウ 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法施行規則第 2 条第 2 号の規定により市から収集運搬の指定をされた業者とする。

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 4 6 0 - 2

③ 収集運搬方法

指定を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理主体

廃棄物処理法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市から一般廃棄物処分業の指定を受けた業者に搬入の上、処理及び処分するものとする。

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 2 2 6 - 4
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 4 6 0 - 2

エ 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物処理法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

オ 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、11(2)で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

カ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

11 一般廃棄物の処理施設に関する事項

(1) し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂2066	し尿6kℓ/日、浄化槽汚泥92kℓ/日 直接脱水+希釈・下水道放流

(2) ごみ処理施設等

ア 可燃ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市クリーンセンター	磐田市刑部島301	112t/日×2炉（焼却炉） ストーカ式焼却炉

イ 不燃物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝59-1	49.2t/5h せん断式破碎、圧縮・梱包、水銀回収

ウ 不燃物処分場

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
中遠広域一般廃棄物最終処分場	周智郡森町一宮3606-3	埋立容量199,806m ³ 準好気性埋立（セル・サンドイッチ方式）

エ 資源物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力
松岡紙業(株)	磐田市西島549-2	115.12t/日

オ リサイクル保管施設

名 称	所 在 地	施設能力
磐田広域リサイクルセンター	磐田市小中瀬 7 2 2	保管可能容量 6 5 8 m ³
中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝 5 9 - 1	保管可能容量 1 3 2 m ³

カ 再資源化施設

名 称	所 在 地	再資源化物
産業振興(株) 関東スクラップセンター	磐田市飛平松 2 3 8	缶、金属類
(株)野末商店 稗原工場	磐田市竜洋稗原 6 0 3	
長沼商事(株)	埼玉県所沢市林一丁目 3 0 6 - 7	スプレー缶、使い捨てライター
松岡紙業(株) 磐田営業所	磐田市西島 5 4 9 - 2	古紙類、古布
(株)山治紙業 磐田営業所	磐田市駒場 7 1 7 7 - 1	
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 6 3 4 - 1	古紙類、古布、金属類
(株)東海ケミカル	磐田市東平松 1 2 4 8 - 4	廃食用油
(財)日本容器包装 リサイクル協会	東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 4 - 1 郵政福祉琴平ビル	プラスチック製容器包装 ・(株)グリーンループ (菊川市)
		ペットボトル ・ジャパンテック(株) (茨城県笠間市)
		ガラスびん (無色・茶色) ・(有)大原ガラスリサイクル (岩倉市)
		ガラスびん (その他の色) ・トーエイ(株) (愛知県東浦町)
(有)武田商店	浜松市中区上浅田一丁目 1 - 5	ガラスびん (リターナブルびん)
トーエイ(株)	愛知県知多郡東浦町大字藤江字 南栄町 1 - 3 8	ガラス、陶器
(株)丸八真綿	袋井市中新田 1 7 1 0	羽毛ふとん
中部リサイクル(株)	愛知県名古屋市中区昭和町 1 8	焼却灰
中央電気工業(株)	茨城県鹿嶋市大字光 4	
メルテック(株)	栃木県小山市大字梁 2 3 3 3 - 2 9 神奈川県横須賀市長坂 2 - 1 - 1	
三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4 7 1 3	
ツネイシカムテックス(株)	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 2 5 0 - 1	

(3) 廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号の規定により市より一般廃棄物処分業の指定を受けた施設

ア 再生活用

名 称	所 在 地	取扱う一般廃棄物の種類
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘226-4 (事業所) 磐田市上神増1021 磐田市塩新田300	剪定枝葉、生木雑草、藁、藁畳、 籾殻、木屑
(有)丸十産業	磐田市大久保767-25	生木、草、竹、根株
金井 靖裕 (養豚業)	磐田市藤上原533-30	食品残渣
長谷川 正治 (養豚業)	磐田市向笠西460-2	食品残渣